

令和8年9月定例会

保健福祉子ども委員会 議案審査 資料

項 目	ページ番号
北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	2
北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例について	4
令和8年度 9月補正予算総括表	6

子ども家庭局

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の 一部改正について

1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下、「こども性暴力防止法」という。）の施行等に伴い、（１）こども性暴力防止法への対応、（２）認定こども園の学級編成基準の引き下げ、（３）幼保連携型認定こども園に係る主務保育教諭等の規定の追加に関する条例の規定整備等を行う。

2 改正の内容

（１）こども性暴力防止法に関する改正

令和 6 年 6 月 26 日に公布されたこども性暴力防止法の施行（法施行日：令和 8 年 12 月 25 日）に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号）等が公布され、各運営基準について、同制度に係る改正が行われたため、下記 5 条例を改めるもの。

- ・北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市認定こども園の認定要件に関する条例
- ・北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

（２）認定こども園の学級編成基準の引き下げに関する改正

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）等が改正され、幼保連携型認定こども園等の満 3 歳以上の学級編制基準の引下げが行われた。改正後の基準省令に従い、関係条例を改めるもの。

- ・北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市認定こども園の認定要件に関する条例

(3) 幼保連携型認定こども園に係る主務保育教諭等の規定の追加に関する改正

令和8年4月1日より、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）等が公布され、主務保育教諭等の規定が追加されたため、改正後の基準省令に従い、関係条例を改めるもの。

- ・北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

3 施行期日

- (1) 令和8年12月25日
- (2) (3) 公布の日

北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の 制定について

1 概要（条例制定の理由）

児童相談所における一時保護施設は、令和 4 年の児童福祉法の改正により「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が設けられている。

一方で一時保護の委託先については、法律上、児童相談所長及び都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能な旨のみが規定され、制度上は特段の基準等が設けられていなかった。

今回、児童福祉法の一部改正により、一時保護の委託先について、都道府県知事の登録を受けた者（以下、登録一時保護委託者という。）に委託する「登録制度」へと移行されることとなり、都道府県（指定都市を含む。）は、一時保護委託者の登録等について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

また、本条例を定めるにあたって従うべき基準及び参酌すべき基準となる「一時保護委託者の登録等に関する基準」（令和 8 年内閣府令第 1 6 号）が令和 8 年 3 月 3 0 日に公布され、同年 1 0 月 1 日に施行される。

ついては一時保護の委託先に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに安全な生活を送ることを保障することを目的とし、本条例を制定するものである。

2 制定内容

内閣府令に基づき、以下を定めるもの。

（1）趣旨（第 1 条関係）

⇒ 条例制定の趣旨（改正後児童福祉法の規定に基づくもの）を定める

（2）用語（第 2 条関係）

⇒ 条例上の用語は、法において使用する用語の例によるものとする

（3）一般原則（第 3 条関係）

⇒ 事業者が順守すべき一般原則について、内閣府令と同内容を定める

（4）登録等に関する基準（第 4 条関係）

⇒ 登録等に関する基準について、内閣府令と同内容を定める

（5）暴力団員等の排除（第 5 条関係）

⇒ 登録一時保護委託者について暴力団員等の排除を定める

（6）委任（第 6 条関係）

⇒ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする

3 施行期日 公布の日

令和８年度９月補正予算総括表

○議案第124号「令和８年度 北九州市一般会計補正予算（第２号）」のうち子ども家庭局所管分

【歳出補正】

(単位：千円)

款項目	補 正 内 容	補正前の額	補正額	補正後の額
4・2・2	子ども家庭支援費	65,348,649	5,000	65,353,649
	子ども食堂開設支援事業経費	10,308	5,000	15,308
	【概要】 物価高の影響を受ける世帯に対する、子ども食堂を通じた食料支援の実施に要する経費。			
			5,000	

【歳入補正】

款項目	補 正 内 容	補正前の額	補正額	補正後の額
18・2・3	子ども家庭費国庫補助金	3,735,133	5,000	3,740,133
	物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金	280,803	5,000	285,803
合 計			5,000	